

第46回サステナビリティ基準委員（SSBJ） での審議の概要

2024年12月26日開催

2025年1月6日

第46回の審議では、サステナビリティ関連情報のアップデートとして、金融庁より金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）の審議状況について説明がなされ、意見交換が行われました。また、これまでの審議の結果を踏まえた気候関連基準案等の文案の修正について審議が行われました。

【第46回SSBJで審議された事項】

1. サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料01、02）

金融庁より金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）における審議の状況（※1）について説明がなされ、意見交換が行われました。

- （※1）金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）は、2024年12月2日に開催され、サステナビリティ開示基準の導入における論点及びサステナビリティ保証制度等について議論が行われています。

2. 審議事項

- (1) 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案（審議事項A1-2）（※2）
- (2) 「一般開示基準」の文案（審議事項A1-3）（※2）
- (3) 「気候関連基準」の文案（審議事項A2-1）（※2）

（※2）審議事項A1-2、A1-3、A2-1については、資料は非公開

SSBJでは、2024年3月29日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）（※3）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）について、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。上記2.の事項は、これまでの再審議の結果を踏まえて、SSBJ事務局が提案を行ったものです。

（※3）2024年3月公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

(1) 適用基準案の文案（審議事項A1-2）

【事務局提案】

事務局より、適用基準案の文案（※4）が示されるとともに、前回（第45回）の審議を踏まえて変更を追加した主な箇所について説明されました。

(※4) 文案では、2024年3月公開草案からの変更点（第45回審議資料A1-3）及び第45回の審議を踏まえて追加した変更点に、変更履歴等を付して示しています。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

なお、2024年11月29日に公表された公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（意見募集期限は2025年1月10日まで）を踏まえた文案の修正については、当該公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、検討することが予定されています。

(2) 一般開示基準案の文案（審議事項A1-3）

【事務局提案】

事務局より、一般基準案の文案（※5）が示されるとともに、前回（第45回）の審議の内容を踏まえて変更を追加した主な箇所について説明されました。

(※5) 文案では、2024年3月公開草案からの変更点（第45回審議資料A1-4）及び第45回の審議を踏まえて追加した変更点に、変更履歴等を付して示しています。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

なお、2024年11月29日に公表された公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（意見募集期限は2025年1月10日まで）を踏まえた文案の修正については、当該公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、検討することが予定されています。

(3) 気候基準案の文案（審議事項A2-1）

【事務局提案】

事務局より、これまでの再審議の内容を踏まえた気候基準案の文案（2024年3月公開草案からの変更点に変更履歴を付したもの）が示されるとともに、主な変更箇所について説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

参考：[第46回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）議事次第：金融庁](#)

関連記事：[第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第45回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第44回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第43回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツ・グループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・リスク・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・コンサルティング・合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャル・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツ・グループ・合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツ・グループは、日本で最大級のプロフェッショナル・グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク・アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ・グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザリー、リスク・アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能な継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>